

# 令和2年 給与報告（月例給関係）の概要

令和2年11月11日  
奈良県人事委員会

奈良県人事委員会（委員長：松村二郎）は、本日（11月11日）、県議会及び知事に対して、職員の給与に関する報告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

## ○ 今回の給与報告のポイント

月例給の改定なし

公民較差（△0.06%）がわずかなため、月例給（給料月額等）の改定なし

## I 職員給与と民間給与との比較

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所290から抽出した102事業所について、本年4月分の月例給に関する調査を実施（職種別民間給与実態調査）

民間給与（A）	職員給与（B）	公民較差		特例条例 （給与減額） の適用
		$(A) - (B)$	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	
370,537円	370,758円	△221円	△0.06%	減額前
	369,603円	934円	0.25%	減額後

- (注) 1 民間給与は、所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額である。  
2 職員給与は、行政職給料表適用者（平均年齢42.2歳、平均経験年数19.7年）で、諸手当（扶養手当、地域手当、住居手当等）を含む。  
3 上段「減額前」は、特例条例による管理職に対する給与減額がないものとした場合の給与及び較差、下段「減額後」は、特例条例による管理職に対する給与減額〔部・次長級は3%減、課長級は2%減、小規模長級は0.5%減〕により実際に支払われた給与及び較差

## II 改定方針

公民較差がわずかで、職員と民間の給与水準は概ね均衡していることから、月例給の改定を行わない。

## 参考：期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改定（令和2年10月22日勧告）

民間の特別給の支給割合（4.38月）との均衡を図るため、支給月数を引下げ 4.50月分→4.40月分  
引下げ分は民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映